

クリーンウッド法「第一種及び第二種登録木材関連事業者」登録完了

株式会社ノダ（台東区浅草橋、社長：野田 章三）は、11月1日、合板・集成材及び木質建材の輸入又は販売、合板・チップ製造販売、フローリングの製造販売、住宅の建築等に関して、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称 クリーンウッド法）」における「第一種及び第二種登録木材関連事業者」の登録を完了しました。

クリーンウッド法は、民間取引における合法伐採木材の利用促進を目的とし、木材等の製造・加工・輸入・販売事業者、もしくは木材を使用した住宅関連事業者などの木材関連事業者が取り組むべき措置について定めています。その中で、合法伐採木材等の利用を確保するための確実な措置を講じる木材関連事業者は、登録実施機関において登録を受けることができ、事業の内容に応じて「第一種登録木材関連事業者」又は「第二種登録木材関連事業者」の名称を用いることができます。

登録の概要

- ・登録番号： JPIC-CLW- I II-71 号
- ・登録実施機関： 公益財団法人 日本合板検査会
- ・木材関連事業者の別： 第一種及び第二種登録木材関連事業者
- ・事業の種類： 合板・集成材及び木質建材の輸入又は販売、合板・チップ製造販売
フローリングの製造販売、住宅の建築等
- ・部門、事務所、工場 海外事業推進室、国産材活用事業部、
又は事業場の名称 建材製造本部、建材事業部、富士川事業所工場
- ・木材等の種類： 丸太、突き板、合板、集成材、構造材、羽柄材、構造用合板、
フローリング、チップ
- ・登録日： 2018年11月1日

木を利用することは、快適で健康的な住まいづくりにつながるとともに、地球温暖化の進行をやわらげる、森の多面的機能の持続的な活用、地域の活性化など、その役割の大きさは計り知れません。木を使い、植え、そして育てる。そうした木の循環が、森を守り、わたしたちの暮らしを守ることに繋がっています。NODAは、創業以来116年以上に亘り、絶えず木と歩んできた経験に基づき、エコ素材の開発・供給、木質資源の循環を促進させる有効利用で、環境保全への貢献を目指します。

NODAは、貴重な木質資源の有効活用に積極的に取り組むことで、地球環境との共生を推進していきます。